

10月から

季節性インフルエンザワクチン 接種費用の助成が始まります！



村では、下表に該当する方を対象に、季節性インフルエンザワクチンの接種費用を助成します。助成を希望する方は助成期間内に接種してください。

なお、下表①・②に該当し事前申請が不要な方には、9月下旬以降に「インフルエンザ予防接種予診票(受診券)」を郵送します。

下表①・②に該当し事前申請が必要な方と、③・④・⑤に該当する方は、事前に必要な手続きをした上で接種を受けてください。

【申し込み・問い合わせ】保健センター(☎282-2797)

助成期間▼

10月1日(火)から令和7年1月31日(金)まで

ワクチン接種により、インフルエンザの発症を抑え、重症化を防ぐ効果が期待できます。またワクチンの予防効果は、接種した2週間後(13歳未満の子どもは2回の接種後)から5か月程度と考えられています。流行時期(12月～翌3月頃)に備え、12月中旬までに接種するような接種計画を立てましょう。接種の際は、ワクチンの効果や副反応について理解した上で、体調の良いときに受けてください。

対象等▼

対象		自己負担額	事前申請	その他
①	満1歳から中学3年生までの方(接種日当日の年齢)	1,000円／回	不要	▼平成21年4月2日～令和5年10月1日に生まれた方 9月下旬に予診票を郵送します。
				▼令和5年10月2日～12月31日に生まれた方 満1歳になる日から2日後までを目安に予診票を郵送します。
	要		▼令和6年1月1日～31日に生まれた方 電話またはお越しの上、保健センターへ申し込みください。	
【ご注意ください！】 村の助成を受けて接種する場合は、必ず1歳の誕生日を迎えてから接種してください。				
②	65歳以上の方(接種日当日の年齢)	無料	不要	▼昭和34年10月1日までに生まれた方 9月下旬に予診票を郵送します。
				▼昭和34年10月2日～12月31日に生まれた方 満65歳になる日から2日後までを目安に予診票を郵送します。
			要	▼昭和35年1月1日～31日に生まれた方 電話またはお越しの上、保健センターへ申し込みください。
【ご注意ください！】 村の助成を受けて接種する場合は、必ず65歳の誕生日を迎えてから接種してください。				
③	60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより、身体障害者手帳1級の交付を受けている方	無料	要	▼初めて申し込む方 身体障害者手帳をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。 ▼助成を受けたことがある方 電話で、保健センターへ申し込みください。
④	満1歳以上64歳以下で、今年度の住民税が世帯全員非課税の方	無料	要	「東海村インフルエンザワクチン接種用村・県民税非課税証明書※」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、満1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票を併せてお持ちください。 ※証明書の発行…税務課(役場行政棟1階)で申請してください(手数料200円)。交付を受ける際は、窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。また、令和6年1月2日以降に転入した方は、令和6年1月1日時点でお住まいだった市町村へ申請してください。
⑤	満1歳以上64歳以下で、生活保護世帯の方	無料	要	「生活保護受給者証」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、満1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票を併せてお持ちください。

その他▼▽対象①・②に該当し、9月以降に転入した方(予診票が届かない方)は、保健センターへお問い合わせください。▽対象①～⑤に該当しない方は、接種費用が全額自己負担となります。接種を希望する方は、医療機関へ直接お問い合わせください。▽助成期間の後半になると、ワクチンの供給が減り、医療機関によっては接種できない場合がありますので、ご注意ください。